



4

New!

連帯保証人が免除される場合があります
(2019年4月～実施)

これまでは保証人が必要

- ◆ 事業団融資のご利用にあたっては通常、学校法人の理事長を含む1名以上の連帯保証人が必要でした

特例で保証人を免除

◆ 以下のすべてに該当する場合、新規契約の連帯保証人を免除します

1. 財務状況等に問題がないと認められること
2. 財務情報(貸借対照表・資金収支計算書・事業活動収支計算書)をホームページで公表していること
3. 経常費補助金の減額または不交付の措置を受けていないこと
4. 事業団借入金及び公租公課を滞納していないこと

(注) お申し込みに際しては、当事業団の審査があります。また、完済までの間において、上記の免除要件に該当しなくなった場合には、追加担保もしくは連帯保証人の設定をお願いすることがあります)

5

事業費について
自己資金の要件を見直し
(2018年4月～実施)

これまでの貸付審査

- ◆ 事業団の貸付審査では、「事業費のうち、20%以上が自己資金であること」が必要でした
- ◆ 自己資金部分については、都銀、地銀など民間金融機関からの借入金を認めておらず、学校法人のみなさまの資金計画にも支障がありました

自己資金の要件を見直し

- ◆ 「事業費のうち、20%以上を自己資金」とする要件を廃止します
- ◆ 事業団がご融資する場合でも、自己資金を使わずに、校舎新築や改修事業を実施できます
- ◆ たとえば、事業団から8割、民間金融機関から2割のように、柔軟な資金調達が可能です

(注) 融資率80%については変更ありません)

6

事業査定において
基準単価に乗じる調整率を見直し
(2018年4月～実施)

建築費の急激な上昇

- ◆ 近年の建築費の高騰によって、事業団が査定に用いる単価と、実際の建築工事の単価が大きくかい離していました

事業査定によって融資上限額が頭打ちとなり、学校法人のみなさまが、借入希望額を借りられないケースが相次いでいました

単価の調整率を見直し

- ◆ 実際の単価が基準単価を超えるときに用いる調整率について、1.6倍から1.9倍に引き上げます
- ◆ たとえば、大学・鉄筋コンクリート造校舎の単価は次のとおりとなります(2019年度の場合)

単価:225,400円 → 調整後単価(×1.9):428,200円

7

火災保険への 質権設定を 廃止

(2017年4月～実施)

これまでは質権設定が必要

- ◆ 担保建物の火災保険金請求権には、事業団を第1順位とする質権を設定します
- ◆ 少額保険金の支払いであっても事業団の承認が必要なため、保険金支払いが、非常に遅くなっていました

2017年度から順次廃止

建物を担保評価して いない場合に限り

- ◆ 新規契約分から、火災保険金請求権への質権設定を廃止します
- ◆ 既往契約分についても、**火災保険期限が到来した時点で、質権設定を廃止**します

今後のお手続き

- ◆ 火災保険の満期到来月の約1か月前をめどに、「**質権設定廃止**」のご案内を送付しています

(注) 建物を担保評価している場合は、引き続き担保建物の火災保険金請求権に、質権を設定していただきます)

8

安定的な 経営を支援 しています

経営の安定化を支援

- ◆ 私学経営情報センターでは、「学校法人基礎調査」等を通じて、豊富なデータを収集しています
- ◆ このデータを活用し、教育条件や経営に関する情報の提供、経営改善策の提案などを行っており、**学校法人の経営安定化を支援**しています

データを活用した情報発信

- ◆ 経営者や職員の研修・育成を目的として、**私学経営に関するセミナー**を実施しています
- ◆ 教育改革等について成功事例を紹介するために、**センター職員を講師として派遣**します

(※このほかにも、各種刊行物の発刊、大学ポートレート(私学版)の提供など、さまざまな情報発信を行っています)

経営相談の実施

- ◆ 「学生募集」、「ガバナンス改革」などの**経営上の課題**について、**経営相談を実施**し、法人の現状にあった対応策を提案します
- ◆ 目標と達成期限を明確にした「**経営改善計画**」の作成を支援します

融資の窓口

- 法人所在地域ごとに担当係をおいています
- どのようなことでもお気軽にお問合せください

法人所在地域

北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・富山県・石川県・福井県・山梨県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県

三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

担保物件・保証人の変更、質権の更新・廃止、契約内容の確認等について

担当係

融資第一係
TEL 03-3230-7862・7863・7864・7865

融資第二係
TEL 03-3230-7866・7867・7868

融資業務係
TEL 03-3230-7871・7872・7873